

審査基準・標準処理期間 《 墓地変更許可 》

久留米市 環境保全課

墓地の変更許可を受けるには、条例等に定める基準を遵守していただく必要がありますので、次の審査基準の趣旨をご理解いただき、厳守していただきますようお願いします。

また、計画過程において環境保全課と事前協議及び標識の設置等が必要となっております。なお、他法令による許可等が必要な場合は、併行して協議を進めてください。

【申請に対する処分】 墓地・納骨堂又は火葬場の変更許可

・根拠法令及び条項 墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項

・関係条項 久留米市墓地等の経営許可等に関する条例

久留米市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則

1. 審査基準

1 許可対象

許可対象は、次のとおりとする。

(1) 市町村等の地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、事務所を市内に有する者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人であつて次のいずれにも該当するもの

ア 墓地等の経営を行うことを主たる目的とすること。

イ 久留米市内に事務所を有すること。

(4) 墓地が災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合にあっては、当該墓地を現に経営している者

(5) 既存の地区有（共同）墓地を変更する場合にあっては、墓地管理組合等当該墓地を現に経営している者

(6) 区域の縮小のみの変更にあっては、個人も許可対象とする

2 設置場所

(1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所（以下「住宅等」という。）から敷地境界まで水平距離で100m以上離れていること。

(2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

注1 敷地とは通常使用されている範囲とする。

注2 住宅等には当該施設の敷地を含む。

3 構造設備

(1) 墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。

墓地を区別する障壁又は垣根は、墓地内にみだりに人や動物が出入できない構造とし、周囲の環境に調和したものであること。

(2) 個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること。

墓地内の通路は、コンクリート、石等で築造するか砂利を敷く等ぬかるみにならない構造で、幅員は1メートル以上であること。

(3) 雨水又は流水等を有効に排出する排水設備を設けること。また、その排出設備は、排水によって墓地の区域及びその周辺の地域にいっ水等による被害が生じないような構造及び能力を有し、適当に配置されていること。

(4) 墓地の規模に応じた駐車場が設けられていること。

4 敷地等

墓地の敷地は、原則として自己所有であり、かつ、抵当権等の制限物が設定されていないこと。

市長が特に理由があると認める場合は、次の全てを満たす場合とする。

- (1) 許可後速やかに譲渡又は永代使用を承諾する旨の確約がある場合

※印鑑証明を添付した「譲渡承諾書」又は「永代使用承諾書」を提出のこと。ただし、抵当権等の設定など制限物権は認めない。

- (2) 墓地の敷地として使用させる旨の所有者の承諾書がある場合

5 手続関係（墓地の区域拡張の場合）

- (1) 許可申請を行う前に墓地等設置協議書を提出していること。

- (2) 設置予定敷地の見やすい場所に申請日の60日以前から規則で定める標識を設置し、標識設置届出書を提出していること。

6 資金計画（墓地の区域拡張の場合）

- (1) 資金計画が健全であること。

- (2) 永代使用料及び管理料が妥当であること。

- (3) 借入金については、金融機関以外の特定の者に集中していないこと。

- (4) 維持管理の方法が適切であること。

7 墓地の規模（墓地の区域拡張の場合）

- (1) 市町村等の地方公共団体が経営する場合は、将来の計画等を考慮して必要な規模とすること。

- (2) 公益法人が経営する場合は、申請地の所在する市町村及び近隣市町村の墓地計画に合致し、墓地需要予測に基づく必要な規模とすること。

- (3) 宗教法人が経営する場合は、需要見込みの算出根拠を提示し、檀信徒の数、利用希望者数等を考慮して必要な規模とすること。

8 基準の緩和

条例第19条の規定により、次に掲げる場合の双方に該当する場合は、墓地の設置基準（条例第13条1号に規定するものに限る）を緩和する。

- (1) 墓地が、災害の発生及び公共事業の実施に伴い区域を変更する場合又は特別な理由がある場合

※「公共事業」とは、国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助により実施する公共的な建設事業及び施設の改良事業をいう。

※「特別な理由」とは、次のとおりとする。

ア 既存の墓地の経営者を変更する場合

イ 墓地の設置が、住民の宗教感情に適合し、公益上必要である場合

- (2) 公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がない場合

9 改葬の必要性

墓地の区域を縮小する場合にあっては、縮小部分の改葬が完了していること。

2. 標準処理期間

20日（ただし、休日は含まない。）

3. その他

墓地は、公益上必要なものですが、その性格から計画地周辺住民による反対運動等が起こる可能性があります。

審査基準上は、周辺住民の同意を必要としませんが、墓地設置後の円滑な運営のためにも地元説明会の開催等により、事前に地域の理解を得られるよう努めていただくようお願いいたします。